

日本サービス業人材派遣協会入会企業募集要項

(名称)

本協会は、「日本サービス業人材派遣協会」と称する。

(目的)

本協会は、労働者派遣法の法令順守を再強化により、労働者派遣事業者による労働者派遣法等の法令のより一層の遵守を推進し、派遣労働者の安定した生活を守り、労働者派遣事業の社会的地位を確立することを目的とする。

(活動)

前条の目的を達成するために、勉強会およびセミナーの開催、広報誌の発行等、必要な活動を行う。

(会員資格)

本協会の会員は、第2条の目的に賛同する一般労働者派遣事業許可業者のうち、会員2名以上の推薦を得た上で、理事会から入会の承認を得た者をもって組織する。

- 2 コンプライアンス強化を推進している企業。
- 3 監督官庁からの指導及び是正勧告に対応できる企業。

(会員の種類)

本協会は、理事会員と正会員の2種類をもって構成される。その他、必要に応じて理事会の承認を得て、賛助会員を入会させることができる。

- 2 総会において、理事会員は2個の議決権を有し、正会員は1個の議決権を有する。

(理事)

本協会に次の理事を置く。

会 長 1名 丸山亮吉
副会長 若干名 城山光秀 岡田努 権賢治
理 事 若干名
参 与 若干名
監査役 若干名 吉田伸一郎(税理士)
事務局長 1名

- 2 理事の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。
- 3 理事は、正会員の推薦する者の中から総会の決議により選出する。

(理事の職務)

会長は、本協会を代表する。

- 2 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 理事、顧問および参与は役員会を構成し、会務を執行する。
- 4 監査は、本協会の業務および経理を監査し、結果を役員会および総会に報告する。
- 5 役員は、無報酬とする。

(総会)

総会は、必要に応じ少なくとも年1回、会長が招集する。総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 総会には、会員の代表者、又は代表者から委任を受けた者が出席しなければならない。
- 3 総会は、本規約の変更、役員を選出その他本協会の組織に関する重要事項につき審議し、決議する。
- 4 総会の議事は、本規約に特別の定めのある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

理事会は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 理事会は、本協会の運営に関する事項につき決議する。

(入会金)

本協会の入会金は、次のとおりとする。

会長・副会長 50,000円

理事会員 50,000円

(会費)

本協会の会費は、次のとおりとする。

会長・副会長 月額 50,000円

理事会員 月額 30,000円

尚、月額会費は月末までに本協会指定銀行口座へ振り込むものとする。

但し、理事会で必要と決議された場合は、臨時会費を会員へ徴収することができる。

(事務局)

本協会の事務局は、事務局長の下に置く。

(会計)

本協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

- 2 本協会の活動・維持・運営は、入会金および会費をもってこれに充てる。
- 3 本協会の入会金および会費等の財産の管理および運用は、役員会の決議により指定された理事が行う。
- 4 会長は、毎会計年度終了後、1ヶ月以内に決算書を作成し、理事会の決議を経、監査の意見を添えて総会の承認を求めなければならない。

以 上